

田子町同窓会等支援事業 － 結婚・Uターン支援 －

近年結婚に至ったカップルの6組のうち1組(約15%)は、同級生・同窓生同士の組み合わせとなっています。これは、幼少から成人に至るまでの間、かなりの時間を同じような環境で共有してきたことが安心感となり、結婚に至ったものと推定されています。このような中で、同窓会は、結婚の適齢期とされる若い世代の方々にとっては、いわゆる出会いの場となり、また、親しい友人との懇談の中で、ふるさとの思いをあらためて感じる機会になって、ふるさと回帰のきっかけにもなると考えられます。このため、間接的な結婚支援及びUターンを促進することを目的として、同級会や同窓会及びお見合い開催に係る費用の一部を助成します。

◆ 支援対象となる同窓会等

- ① 田子町内の小・中学校の卒業生で、学級、学年、学校、部活動、各種結成団体の単位で開催される同窓会等(田子町内の小・中学校の卒業生による高校・大学などの同窓会も対象)
※同窓会に田子町の学校卒業生以外の出席者がいても、出席者総数の1/2以内なら可。
※出席者の住所については問いません。
- ② 縁結びプランナーが仲立ちするいわゆるお見合いと認識される会の開催

◆ 助成の要件

- ① 同窓会など
※原則として町内で開催されるもの(やむを得ない事情で町外で開催されるものについてはその理由を申請時に申告していただきます。)
※出席者が5人以上で、男女両性の出席が各々1/4以上あること(開催当日の欠席等により要件を満たさなかった場合は、助成金を交付しません。)
※出席者の名簿、同窓会に要した経費の収支決算報告書を提出できること。
※開催案内において、本事業の支援を受ける予定の同窓会であることが通知されること。
※他の団体等からの支援または助成等を受けて開催されるものでないこと。
※原則として出席者の負担する会費が全員同一金額であること。
- ② お見合いの会
※出席者に引き合わせる男女両性2人及び縁結びプランナーが1人以上あること。
※出席者に引き合わせる男女両性2人のうち1人は、田子町在住者であること。
※出席者の名簿、お見合いに要した経費の内訳を提出できること。

◆ 助成の額

- ① 同窓会など
出席者数×2,000円とし、5万円を上限とします。また、同一の同窓会に対する助成金の交付は、年度内1回のみとし、予算の範囲で申請順に打ち切ります。
- ② お見合いの会
当事者及び引き合わせの縁結びプランナー×4,000円とします。また、同一の引き合わせ者に対する助成金の交付は、年度内1回のみとし、予算の範囲で申請順に打ち切ります。

■ お問い合わせ

田子町役場 住民課 子育て定住移住支援室
電話番号 0179-23-0678 (直通)

